

商 品 概 要 説 明 書

令和3年1月1日現在適用中

1. 商 品 名	・ポイントサービス定期預金
2. 販売対象	・家族 de ポイントサービスご加入の方で、特典ステージがゴールドステージ、又はファーストステージの方（個人）
3. 期 間	・1年
4. 種 類	自動継続（元金継続のみ）
5. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	- 一括預入 100円以上100万円以下 （複数口預け入れいただけますが、お一人さま100万円までとさせていただきます） 1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
7. 利 息 ①適用利率 ②利払頻度 ③計算方法	- 当初預入時 ゴールドステージ …… スーパー定期1年ものの店頭表示金利+年0.020% ファーストステージ …… スーパー定期1年ものの店頭表示金利+年0.010% 但し、金融情勢により、上記の上乗せ金利を変更する場合があります。 - 自動継続時 自動継続時の特典ステージに応じた金利をスーパー定期（1年もの）の店頭表示金利へ上乗せします。上乗せ金利は、自動継続時の上乗せ金利条件を適用します - 満期日以降に一括して支払います - 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
8. 税 金	- お利息には源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）がかかります （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります
9. 手 数 料	
10. 中途解約利率	- 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた利率によって計算（小数点第4位以下切捨て）した利息とともに支払います - なお、中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします - 預入期間 6カ月未満 普通預金利率 - 預入期間 6カ月以上 約定利率×50%
11. 金利情報の入手	・満期日以後の利率については、窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9時～17時、058-265-1151）で受付けています - 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、03-3517-5825）にお申し出ください - また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能ですなお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます - その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります - 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください

13. その他参考となる事項	・通帳（総合口座通帳・定期預金通帳）でのお預け入れに限ります ・新規のお預け入れに限ります ・マル優のお取扱いができません ・総合口座の担保とすることができます ・初回満期日以降は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率が適用されます ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます
-----------------------	--